水道法(抜粋)

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に 適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
- 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは 物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗ふつ素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有する ものであること。
- 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の 浄水を得るのに必要なちんでん池、濾ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えて いること。
- 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポ

ンプ、配水管その他の設備を有すること。

- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたつては、その布設及び維持管理ができるだけ 経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならな い。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

(給水開始前の届出及び検査)

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造 した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとする ときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるとこ ろにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する 記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。 (水道技術管理者)

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第二十二条の二第二項に規定する点検を含む。)
- 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
- 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- 四 次条第一項の規定による水質検査
- 五 第二十一条第一項の規定による健康診断
- 六 第二十二条の規定による衛生上の措置
- 七 第二十二条の三第一項の台帳の作成
- 八 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止
- 九 第三十七条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を

行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、 水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(健康診断)

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、 健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第二十二条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営 に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(業務の委託)

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という。)は、 水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置か なければならない。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

- 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。)及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条(第二項及び第三項を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定 を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中 「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。
- 8 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

(確認)

第三十二条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並び に代表者の氏名)
- 二 水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やか に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種別及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の概要
- 五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- 六 浄水方法

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他厚生労働省令で定める事項

- 5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条(第二項第三号及び第七号を除く。)、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条及び第二十四条の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県知事
第十九条第二項	事項	事項(第三号及び第七号に掲げ る事項を除く。)
第二十四条の 三第二項	厚生労働大臣	都道府県知事
第二十四条の 三第四項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号(第三号及 び第七号を除く。)
第二十四条の 三第六項	第十七条、第二十条から第二十二条の 三	第二十条から第二十二条の二
	第二十五条の九、第三十六条第二項並 びに第三十九条(第二項	第三十六条第二項並びに第三 十九条(第一項
第二十四条の 三第八項	同項各号	同項各号(第三号及び第七号を 除く。)

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

(改善の指示等)

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条

- 2 都道府県知事は、水道(水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。) の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条(立入検査に関する部分に限る。)及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

(市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長|又は「区長|と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

(罰則)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 第二十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金 に処する。

五 第十九条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の 規定に違反した者

六 第二十四条の三第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、業務を委託した者

七 第二十四条の三第三項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 二 第十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の 規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者
- 三 第二十条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の 規定に違反した者
- 四 第二十一条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者
- 五 第二十二条(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定 に違反した者
- 七 第三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 二 第十条第三項、第十一条第三項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第二十四 条の三第二項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第三 十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項(第二十四条の八第一項(第三

十一条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法 人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五 条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各 本条の罰金刑を科する。

水道法施行令(抜粋)

(専用水道の基準)

第一条 水道法(以下「法」という。)第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル
- 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル
- 2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

(水道技術管理者の資格)

第七条 法第十九条第三項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 第五条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- 二 第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると 認められる者
- 2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項 第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」と あるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは 「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替える

ものとする。

(業務の委託)

第九条 法第二十四条の三第一項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。
- 二 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の 給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであるこ と。
- 三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
- イ 委託に係る業務の内容に関する事項
- ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- ハ その他厚生労働省令で定める事項

第十条 法第二十四条の三第一項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

(受託水道業務技術管理者の資格)

第十一条 法第二十四条の三第五項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、第七条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

水道法施行規則(抜粋)

(令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的)

第一条 水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第一条第 二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用 に供することとする。

(工事設計書に記載すべき水質試験の結果)

第三条 法第七条第五項第三号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて

行うものとする。

(給水開始前の水質検査)

第十条 法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が 水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する 省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

(給水開始前の施設検査)

第十一条 法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

- イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
- ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査
- 二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。
- イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。
- ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、 水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査 を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以 上とすること。
- ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項(海水を原水とする場合を除く。)、二十六の項(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項

原水並びに水源及びその周辺の 状況

基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五 の項までの上欄に掲げる事項 原水、水源及びその周辺の状況 並びに水道施設の技術的基準を 定める省令(平成十二年厚生省 令第十五号)第一条第十四号の 薬品等及び同条第十七号の資機 材等の使用状況

基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げ る事項

原水並びに水源及びその周辺の 状況(地下水を水源とする場合 は、近傍の地域における地下水 の状況を含む。)

基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げ る事項 原水並びに水源及びその周辺の 状況(湖沼等水が停滞しやすい 水域を水源とする場合は、上欄 に掲げる事項を産出する藻類の 発生状況を含む。)

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
- 二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
- 三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。

- 5 第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画(以下「水質検査計画」という。)を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- 四 第二項の検査に関する事項
- 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関(以下この項において「水質検査機関」という。)に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項(第二項の検査の みを委託する場合にあつては、ロ及びへを除く。)を含むこと。
- イ 委託する水質検査の項目
- ロ 第一項の検査の時期及び回数
- ハ 委託に係る料金(以下この項において「委託料」という。)
- ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
- ホ 水質検査の結果の根拠となる書類
- へ 第二項の検査の実施の有無
- 二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。
- 三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。
- 五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料 を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。
- 六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認する こと。

(健康診断)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して、行うものとする。

2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそ

れがある感染症について、前項の例により行うものとする。

- 3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。
- 4 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。)に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

(衛生上必要な措置)

第十七条 法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を $0.1 \,\mathrm{mg}/1$ (結合残留塩素の場合は、 $0.4 \,\mathrm{mg}/1$)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 $0.2 \,\mathrm{mg}/1$ (結合残留塩素の場合は、 $1.5 \,\mathrm{mg}/1$)以上とする。
- 2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。 (水道施設の維持及び修繕)

第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況(次号において「水道施設の状況」という。)を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- 三 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない 範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。)にあつては、おお むね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置

を講ずること。

- 2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。
- 一 点検の年月日
- 二 点検を実施した者の氏名
- 三 点検の結果
- 3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

(委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

(業務の委託の届出)

第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省 令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水道事業者の氏名又は名称
- 二 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合(二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帯して請け負った場合を含む。)にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 三 受託水道業務技術管理者の氏名
- 四 委託した業務の範囲
- 五 契約期間
- 2 法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の 各号に掲げるものとする。

- 一 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 二 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 五 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図及び構造図

六 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかに する平面図及び縦断面図

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及 び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える ものとする。

第三条	第七条第五項第三号(法第十条第 二項において準用する場合を含 む。)	第三十三条第四項第三号
第十条第一項	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用す る法第十三条第一項
第十一条	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用す る法第十三条第一項
	給水装置	給水の施設
第十五条第 一項及び第 二項	第二十条第一項	第三十四条第一項において準用す る法第二十条第一項
第十五条第 七項第五号	第二十条第三項	第三十四条第一項において準用す る法第二十条第三項
第十五条第八項	第二十条第三項ただし書	第三十四条第一項において準用す る法第二十条第三項ただし書
第十五条の 二	第二十条の二	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の二
第十五条の 二第三号	第二十条の三各号	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の三各号
第十五条の 二第四号	第二十条の四第一項第一号	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の四第一項第一号

第十五条の 二第五号	第二十条の四第一項第二号	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の四第一項第二号
第十五条の 二第六号	第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の四第一項第三号イ
	同号ハ	法第三十四条第一項において準用 する法第二十条の四第一項第三号 ハ
第十五条の 二第七号	第二十条の四第一項第三号ロ	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の四第一項第三号ロ
第十五条の 二第九号ロ	第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の四第一項第三号イ
第十五条の 三	第二十条の五第一項	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の五第一項
第十五条の 四	第二十条の六第二項	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の六第二項
第十五条の 四第四号ハ	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の十四
第十五条の 五第一項	第二十条の七	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の七
第十五条の 六第一項	第二十条の八第二項	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の八第二項
第十五条の 六第一項第 八号	第二十条の十第二項第二号及び第四号	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の十第二項第二号及 び第四号
第十五条の 六第二項	第二十条の八第一項前段	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の八第一項前段

第十五条の 六第三項	第二十条の八第一項後段	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の八第一項後段
第十五条の 七	第二十条の九	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の九
第十五条の 八	第二十条の十第二項第三号	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の十第二項第三号
第十五条の 九	第二十条の十第二項第四号	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の十第二項第四号
第十五条の 十第二項	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用す る法第二十条の十四
第十六条第 一項及び第 二項	第二十一条第一項	第三十四条第一項において準用す る法第二十一条第一項
第十六条第四項	第二十一条第二項	第三十四条第一項において準用す る法第二十一条第二項
第十七条	第二十二条	第三十四条第一項において準用す る法第二十二条
第十七条の 二第一項	第二十二条の二第一項	第三十四条第一項において準用す る法第二十二条の二第一項
第十七条の 七	第二十四条の三第二項	第三十四条第一項において準用す る法第二十四条の三第二項